

令和6年度

事業計画

社会福祉法人 熊野市社会福祉協議会

目 次

■基本方針	P1
■事業推進計画	
I 法人運営	P3
1 安定した法人運営と財源確保	p3
2 適正な会計管理と基金の運営	p3
3 人材の育成	p4
4 広報活動の充実	p4
5 デジタル化の推進	p4
6 施設の指定管理	p4
7 収益事業の実施	p4
II 地域福祉事業	P5
1 地区社協の機能と生活支援体制整備の強化	p5
2 地域福祉活動の推進	p5
3 ボランティアセンター機能の強化	p6
4 障害福祉事業の推進	p6
5 権利擁護支援の安定	p6
6 生活困窮者への支援の充実	p6
7 社会福祉大会の開催	p7
8 福祉団体等の支援	p7
III 福祉サービス事業	P8
1 居宅介護支援事業の運営	p8
2 訪問介護事業の運営	p8
3 通所介護事業の運営	p9
4 訪問入浴介護事業の運営	p9
5 生活介護事業の運営	p9
6 障がい者就労・支援事業の受託	p9

基本方針

備え、評価される組織へ

数年間続いた感染症の脅威が無かったかのように、国内各所では以前と同様に様々な事業活動が活発になり、テレビなどでは年末の街の賑やかな雰囲気報道されていました。しかしそんな社会の好転を期待する中、能登半島地震災害が発生し、石川県及び近隣の県で被害にあわれた方々はもちろんの事、日本中がその恐怖と悲しみを目の当たりにし、明るいお正月から一変、暗く悲しい年明けとなりました。

1995年（平成7年）の阪神淡路大震災をボランティア元年として、国内の様々な災害復興に災害ボランティアが活動し、その活動者数も年々増加しています。また、その活動内容、専門性も多岐にわたり、今回の能登半島地震災害でもその活躍が大いに期待されています。その拠点となる災害ボランティアセンター運営の中心的な組織である社会福祉協議会としてもその責任を重く受け止め、全国社会福祉協議会をはじめとして、各県市町社会福祉協議会ではその運営について、平時から情報共有や訓練等で有事に向けて備えています。

国内の甚大な災害については、ブロック毎に職員派遣を行っており、今回の災害についても東海北陸ブロックとして輪島市等に職員を派遣しています。当法人でも2月下旬、3月中旬に1名ずつ職員を石川県に派遣し、被災地域のボランティアセンター支援を行いました。また、支援と共に、当地域の有事に備えるべく、その運営スキルを学びました。

この地域でも近い将来、大きな地震災害が発生する可能性があるかと危惧されています。令和6年度は今回の経験をもとに、その備えをさらに現実的且つ強化する取り組みを行います。

経営面では、令和5年度決算見込みが非常に厳しい状況です。これは昨今の人材不足の影響が大きく、今後この状況が益々厳しくなることが予想され、それに対する備えも当法人の責任であると考えます。表面的には利用者及び回数の減少が原因ですが、ニーズがあっても提供できないという実情もあり、人材確保はとても重要かつ喫緊の課題です。これまでも人材育成を含めた介護、福祉人材の確保に向けた様々な取り組みを行ってきましたが、まだこれといった打開策は見出せていません。新たな年度は、今まで以上に労働環境、賃金、福利厚生の充実に加えて、職員一人一人の質の向上と、介護、障害福祉などの各種サービスの内容の充実を図り、住民の皆様から評価を得られる事業所を目指します。併せて、減少気味である利用人数及び回数の増加に努め、経営改善に注力します。そして、介護、福祉業界の魅力についての広報活動に一層力を入れ、新たな人材の確保を目指します。

またこの問題はフォーマルサービスのみならず、インフォーマルサービスにも関連する問題で、介護予防的な観点から、行政、地区社会福祉協議会と共に、新たな地域福祉サービスを創出し、高齢化が進むこの地域の将来に備えるべく尽力します。

地域福祉サービス、福祉サービス、そして法人の運営に関しても、組織体制が盤石でなければ、住民の皆様からの評価を得られる事業活動は行えませんし、災害や経営的な備えも不十分なものとなります。その評価、備えを強固なものとするためには、活動の中核となる職員の意識改革が必須です。新年度は幾つかの新たな取り組みを実行し、職員の意識を向上させ、組織全体の質の向上により、住民、関係機関はもとより、職員も心から信頼できる組織を目指します。

以下に令和6年度事業計画の詳細を記します。

事業推進計画

I 法人運営

1 安定した法人運営と財源確保

組織体制の強化と健全な財政運営のため、理事会をはじめとした各種会議の運営や適正な財務及び労務管理を行うと共に、重要事項の議決機関である評議員会、監事や第三者機関によるチェック体制を強化し、組織の活性化を図ります。安定した効果的な地域福祉事業を推進するためには、財源や人材の確保をはじめとした経営基盤の強化が求められます。社協会員の積極的募集、共同募金配分金、寄附金等の有効活用、さらには新たな財源確保にむけた協議も行いながら自主財源の確保に努めると共に、外国人雇用、多様な働き方の整備なども視野に入れ、人材確保に努めます。

- (1) 理事会（6月、12月、3月）
- (2) 評議員会（6月、12月、3月）
- (3) 監事監査（5月）
- (4) 評議員・選任解任委員会（随時）
- (5) 正副会長会議（年6回程度）

2 適正な会計管理と基金の運営

社会福祉法人会計基準の遵守はもちろん、更なる内部統制の強化を図ります。また定期的に専門家の支援も受けながら、適正で透明性のある会計処理に努めます。

また健全で安定した経営を行うため、適正な財産管理を行い、将来的に予測される固定資産の買い替えや修繕のため、厳正な基金の運営と管理を行います。

【会計支援】

- (1) 税理士法人 名南経営による会計業務支援（相談支援、決算確認業務）
- (2) 株式会社 五大 OA による会計業務支援（相談支援）

【積立金】

- (1) 社協運用積立金
- (2) 介護保険事業等運営積立金
- (3) 職員退職給与積立金
- (4) 災害ボランティアセンター運用積立金
- (5) ボランティア表彰制度積立金

3 人材の育成

職員としての基本的資質及び福祉の専門職としての資質向上を目的に、経験年数別、分野別の必要な研修の実施と外部研修の受講を促し、更なる育成を図ります。

【全体研修等】

- | | | | |
|------------|-----|----------------------|-----|
| (1) 全職員研修 | 年2回 | (5) 階層別研修 | 年2回 |
| (2) 採用時研修会 | 随時 | (6) 防災訓練 | 年1回 |
| (3) 安全衛生講習 | 年1回 | (7) 安全運転講習会 | 年1回 |
| (4) 救急法講習 | 年1回 | (8) 外部研修について各係で随時参加。 | |

4 広報活動の充実

福祉くまの、ホームページ、インスタグラム、ツイッターなどあらゆる広報手段を用いて、事業説明や結果報告などを分かりやすく、丁寧に情報発信を行います。

またイメージキャラクターである「くましゃん」をより多くの機会を活用できるよう、あらゆるイベントへの積極的参加や、広報物へ掲載するなど、親しみやすい社協を目指します。

- (1) 「福祉くまの」発行（年6回）
- (2) SMS（ホームページ、インスタグラム、ツイッターなど）での情報発信（随時）

5 デジタル化の推進

人材不足対策としての事務担当者の負担軽減と住民サービスの円滑化を目的に、更なる電子化を図ります。また職員が法人の全データにいつでも、どこからでも、効率的にアクセスできるシステムの構築に力を入れます。

- (1) 電子配布のための五大OAシステムの活用
- (2) NASサーバー活用によるシステム構築、充実

6 施設の指定管理

熊野市からの指定管理制度により、施設の目的に沿って円滑な運営管理を行います。

- (1) 熊野市障害者自立支援施設「あゆみ事業所」（井戸町）
- (2) 熊野市高齢者生活福祉センター（紀和町）

7 収益事業の実施

市民の福祉増進を図るために、福祉団体や町内などに会場の貸出事業を行います。また各法人と賃貸契約を締結し、施設管理のため安定した収入を確保します。

- (1) 福祉団体、行政関係機関、町内会等への貸出（無料）
- (2) 営利団体等への貸出（有料）
- (3) 賃貸契約（紀南医師会、東紀州産業保健センター）

Ⅱ 地域福祉事業

1 地区社協の機能と生活支援体制整備の強化

コロナ禍の余波により各事業が休廃止を余儀なくされる一方、高齢化に伴う役員や福祉委員を担う人材不足は深刻化し、地区単独による事業運営が年々厳しくなる傾向です。「今できることは何か」を住民、地区社協、民生委員児童委員、行政関係機関、企業等と共に考え、懇談会等の実施により、ニーズや地域資源の把握を行いながら地区の機能強化に向けた取り組みを検討します。

また、紀南地域の介護人材不足の対策として、介護人材の育成にも取り組みます。

- (1) 地区社協連絡会（年6回）の実施
- (2) 地区社協懇談会の実施（15地区）
- (3) 熊野市生活支援体制整備検討会議への参加
- (4) 熊野市地域包括ケア会議への参加
- (5) 紀南生活支援体制整備検討協議体会議への参加
- (6) 生活支援サポート事業の充実
- (7) 介護予防等の広報紙の制作
- (8) 熊野市社会福祉法人連絡会との事業連携
- (9) 介護職員初任者研修の実施の検討

2 地域福祉活動の推進

地区単位で実施しているおうたの地区の見直し、いきいきサロングループへの支援やグループ間の情報・意見交換会等の実施により、地域におけるサロン活動の活性化を図り、生きがいつくりや住民がお互いにそれぞれの現状を確認できる手段である、地域内の“集い”を充実させます。

また、地域におけるつながりや支え合いのため、子どもからお年寄りまで気軽に参加してもらえよう工夫しながら、地域の皆さんに学び合う機会を設け、地域福祉の担い手を増やす取り組みを行います。

- (1) 福祉啓発事業の開催
社協ふれあいフェスタ、福祉体験イベント、三世代交流ニュースポーツ大会等
- (2) 地区事業の実施
小地域デイサービスおうた、ふれあいいきいきサロン、みいつカフェ等
- (3) 各種研修会・講座の実施
福祉委員研修会、なんでも講座等
- (4) その他
福祉機器・物品等貸出事業、おもちゃ病院の運営、リサイクル登録制度等

3 ボランティアセンター機能の強化

担い手不足が深刻の中、大きな存在である、地域内におけるボランティアの養成とボランティア団体への支援を充実させます。また、ボランティアとの新たなつながり、さらなる活動の充実と活性化のためのボランティア表彰制度の充実を図ります。

なお、近隣市町社協との連携強化を図りながら、独自で災害ボランティアセンター訓練を実施し、その機能を強化します。

- (1) ボランティアセンターの運営（相談、調整、登録、活動保険加入）
- (2) ボランティア研修会・養成講座の実施
- (3) ボランティア表彰制度の実施
- (4) 災害ボランティア養成講座・災害ボランティアセンター運営訓練の実施の実施
- (5) 学生向けボランティア活動の支援
- (6) 福祉教育・啓発活動の推進（活動機材の貸出、講師派遣町等）

4 障害福祉事業の推進

熊野市福祉事務所や障害者総合相談支援センターあしすと等、関係機関との連携を強化させ、障がい者の社会参加や、交流促進の重要な資源となるよう、内容の充実を図ります。

- (1) 紀南地域知的障害者生活交流会の運営（年4回）
- (2) ふらっただーの実施（年4回）
- (3) 熊野市身体障害者（児）福祉連合会の支援

5 権利擁護支援の安定

三重県社会福祉協議会、裁判所や弁護士、熊野市福祉事務所や地域包括支援センター等、多職種連携を図りながら安定した業務の継続を図ります。また、近隣市町との情報を共有し、様々な支援事例に対する実践力を向上させます。

- (1) 日常生活自立支援事業の受託、運営
- (2) 法人後見事業（成年後見制度）
- (3) 弁護士による無料法律相談所の開設（毎月1回）

6 生活困窮世帯への支援の充実

資金貸付や食糧支援、その他生活再建に向け、行政機関や学校機関、市内社会福祉法人等と連携しながら、熊野市内における生活困窮世帯に対する支援を行います。

- (1) 生活福祉資金貸付
- (2) 高額療養費貸付
- (3) 助け合い金庫貸付
- (4) 学習端末購入費助成（高等学校入学時）
- (5) 緊急食糧物品提供
- (6) 就労活動支援
- (7) ライフイベントサポート（衣装貸与）

7 社会福祉大会の開催

福祉活動の発展に寄与された団体や個人へ顕彰を行うとともに、今後更なる活躍を誓い合うことを目的に式典（第1部）を開催します。

また、福祉全般に関する講演会（第2部）を開催します。

- （1）熊野市社会福祉大会の実施

8 福祉団体等の支援

市内や紀南地域の福祉団体等の活動を財政的、人的に支援しながら、協働して地域福祉活動を推進します。

- （1）熊野市身体障害者（児）福祉連合会 事務局
- （2）熊野市老人クラブ連合会 事務局
- （3）熊野市遺族会への助成
- （4）熊野保護区保護司会への助成
- （5）熊野市青少年育成市民会議への助成
- （6）紀南視覚障害者福祉協会への助成

Ⅲ 福祉サービス事業

1 居宅介護支援事業の運営（井戸）

利用者が要介護状態にあっても、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができることを目指し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスを総合的かつ効率的に提供されるよう、公平中立な居宅介護支援を行います。

要介護者からの相談に応じるほか、要介護状態がその心身の状況・環境などに応じて居宅サービス又は施設サービスを適切に利用できるよう計画を作成し、各サービスの提供が確保できるようサービス事業者、施設等と連絡調整を行います。

- (1) 係内での情報共有
- (2) 各種研修会への参加、地域ケア会議の開催

2 訪問介護事業の運営（井戸、飛鳥、紀和）

高齢者が在宅で安心して暮らしていけるよう援助し、家族の介護負担の軽減や相談、介護指導を行い、その人らしい生活が送れるよう援助します。主に身体介護（入浴、清拭、手足浴、着替え等）、生活援助（洗濯、掃除、料理、買い物等）、通院等乗降介助のサービスなどを提供します。

また、障害者総合支援法に基づき身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者が自立した生活を営むことができるよう支援します。主に居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、移動支援などのサービスを提供します。

- (1) 多職種との連携
- (2) 研修会の実施とコミュニケーションの充実
- (3) 職員自らの健康維持とヒヤリハットの重視

3 通所介護事業の運営（井戸、飛鳥、紀和）

介護保険関係法令の趣旨にしたがって、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立、若しくは快適な日常生活を営むことができるように支援します。

居宅介護支援事業者、又は利用者本人が作成した「居宅サービス計画」に基づき次のサービスを提供し、利用者各人の趣味を活かしたプログラム提供を心掛けます。

送迎、食事（昼食・間食）、日課活動（趣味創作活動・レクリエーション・音楽活動・生活動作訓練・季節行事・園芸など）、入浴（一般入浴・特殊入浴）などを実施します。

- (1) イベントの実施と充実
- (2) 1日のスケジュールの充実化
- (3) 新規利用につながる営業活動と積極的な受入
- (4) 地域及び社会に対する積極的な貢献
- (5) 安心して働ける職場づくり

4 訪問入浴介護事業の運営（井戸）

要介護状態にある高齢者に対し居宅における入浴の援助を行い、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ることを目的とし、入浴時における健康チェック、移動介助、入浴介助、状態観察、清拭、寝衣交換等を行います。

- (1) 事業の周知活動と社協職員としての意識向上
- (2) スタッフ定例会議による業務の標準化

5 生活介護事業（あゆみ事業所）の運営

障害者自立支援法に基づき、障がい者が日々充実して過ごし、生活の幅を広げながら地域生活を送ることができるように個別支援計画に基づき、相談助言・日常生活上の支援・食事・排泄等の介護・軽作業等の生産活動・創作的活動などのサービスを提供します。

- (1) 外出意欲を向上させるプログラムの実施
- (2) みんなで感じあえる活動の達成感

6 障害者就労・支援事業の受託

障がい者に対する就職や職場適応などの就業面の支援や、生活習慣の形成や日常生活の管理など生活支援が必要な障がい者からの相談に応じ、課題の解決や改善に向け、必要な指導及び助言その他の援助を行います。

- (1) 個々の能力を生かした就労への支援
- (2) 事業の広報と相談支援体制の充実化